

## 関係各位

### 謹 告

#### 類似品の購入及び利用の阻止について

日頃は当建設マニフェスト販売センター(以下「当センター」)が取り扱っています建設八団体副産物対策協議会が発行する「建設系廃棄物マニフェスト」(以下「建設マニフェスト」)をご購入、ご利用いただき、誠にありがとうございます。

最近当センターが取り扱う建設マニフェストと類似するマニフェスト(海賊版)を格安価格にて販売するご案内が建設会社各社に届いています。特に「株式会社プラスワンコミュニケーションズ」の販売するマニフェストは 500 セット 9000 円(1セット 18 円)という低価格で勧誘されています。当該製品は、建設マニフェストとして建設八団体副産物対策協議会(当時は建設九団体)が取りまとめ、法令に準拠する様式として環境省に届け出た様式をそのまま流用したもので、商法上極めて悪質な類似製品であります。しかしながら、産業廃棄物管理票は法令上任意に作成が可能なものであること、法令で定められた様式に準拠しているため独創的・新規性が認められ難く、特許、実用新案、商標登録にはなじまないことなどにより、商業的に販売差し止めを行うことは極めて困難であると考えられます。(これまでも同様の類似品を販売している会社に対し、弁護士と相談した上で抗議を申し入れた経緯があります)

したがって、当該社の類似品に対しては、関係する各社のご理解とご協力により、非買活動を推し進めることが、現在最も必要なことと考えています。

当センターの建設マニフェストについては、以下の点で建設業界の推奨する製品であることをご理解いただき、当センターの取り扱う「建設系廃棄物マニフェスト」を引き続きご購入、ご利用いただきますよう、ご担当各位にご指導いただきたく、お願い申し上げます。

建設マニフェスト販売センターが取り扱う「建設系廃棄物マニフェスト」の特徴  
(当センターの取り扱う「建設系廃棄物マニフェスト」はマニフェスト下部に「発行元：建設八団体副産物対策協議会 取扱元：建設マニフェスト販売センター」と記されています)

#### 1. 優れた品質であること

産業廃棄物管理票(廃棄物マニフェスト)は廃棄物処理法で、排出事業者、収集運搬業者、処分業者に5年間の保存義務が課せられています。当センターの廃棄物マニフェストは耐久性に優れた上質紙を使用し、複写部分は良質のバックカーボン(カーボン紙を裏面に貼り付け)紙を利用して、5年間の保存を考慮した品質のマニフェストを提供しています。

## 2. 交付番号管理により適正利用を推進していること

当センターの廃棄物マニフェストには、「交付番号」が付与されています。当建設マニフェスト販売センターでは、この「交付番号」についてご購入先情報を管理しています。これらの情報は公的機関から公式に要請があった場合に限り情報を提供しています。これはマニフェストが不正に利用されないよう、ご購入先お客様の適正利用を担保する目的で実施しています。現に毎年全国の警察署等から数件の犯罪事案に関してこの番号照会が寄せられています。

## 3. 政府の施策に協力し、社会貢献を行っていること

当センターの廃棄物マニフェストの販売価格には、環境省が取りまとめる「不法投棄等による支障除去に係る基金(原状回復基金)」が含まれています。皆様のご協力の下、この基金の産業界負担分の多くの割合を建設業界の社会貢献として、建設系マニフェストの販売利益の中から毎年拠出しています。これまで累積で2.059百万円を拠出(平成21年度まで)し、産業界全体の約7割を負担しています。この基金は建設業界が実施している最も大きな社会貢献活動となっています。

この基金拠出額はマニフェスト1セット当たり5円相当(平成21年度は5.572円)であり、当センターの販売価格にこの基金が含まれている点を踏まえると、1セット25円は当該類似品と比しても決して高額な価格設定ではありません。

以上

平成22年12月9日

建設マニフェスト販売センター

幹事長 野村敬明

事務局長 富田和久

本件に関する問合せ先: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1  
(東京建設会館5階)  
建設マニフェスト販売センター 総務部長 林 貞雄  
TEL 03-3523-1630 FAX 03-3523-1639  
e-mail master@mani.gr.jp